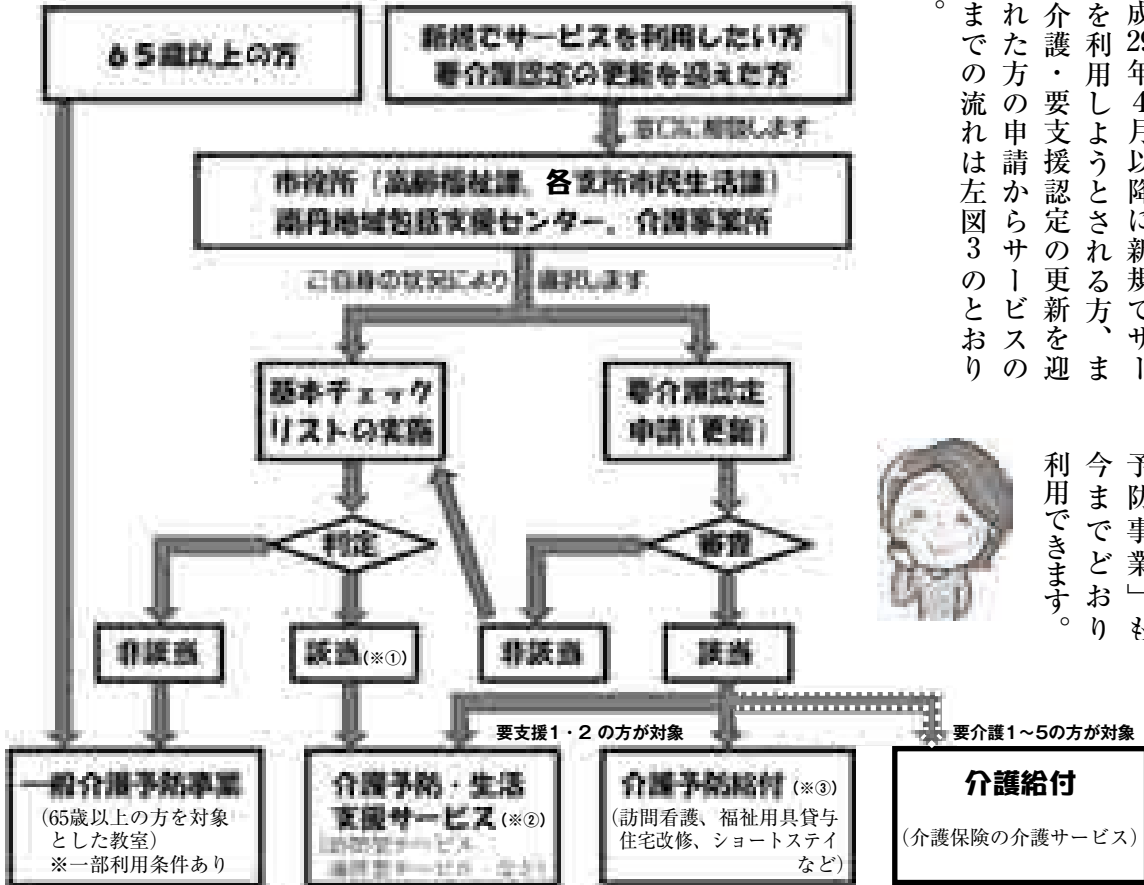


左図3

サービスを利用するまでの流れとサービスの内容



「介護予防・日常生活支援
総合事業」の申請から利用まで

平成29年4月以降に新規でサービスを利用しようとする方、また要介護・要支援認定の更新を迎えられた方の申請からサービスの利用までの流れは左図3のとおりです。



なお、要介護1から5までの方は、今までもどりのサービス利用となり、65歳以上の方を対象とした「一般介護予防事業」も今までもどり利用できます。

〔補足説明〕

※①：基本チェックリストの結果から該当と判定された方は、「**事業対象者**」と呼ばれ、心身の状況や現在の置かれていた環境、その他の状況から、要介護（要支援）状態となることを予防するための援助を行う必要がある方の事をいいます。

※②：訪問型サービス（ホームヘルパーが訪問し、調理や掃除などを利用者と一緒に行うサービス）や通所型サービス（通所介護事業所での機能訓練など）があります。

要介護認定の更新を迎えた要支援1、要支援2の方で、「介護予防・生活支援サービス」のみを利用される方は、要介護認定の更新手続きをしなくても基本チェックリストを実施することで、サービスの利用ができます。

※③：介護予防給付の訪問看護や福祉用具貸与、住宅改修、ショートステイなどの利用者は、今までもどり介護保険の要介護（要支援）認定を受けて、サービスを利用します。総合事業と組み合わせることもできます。

【南丹地域包括支援センターのご案内】

高齢者に関わる地域の身近な相談窓口です

事務所	所在地	電話番号
園部事務所	園部町小桜町47（南丹市福祉事務所内）	0771-68-3150
八木事務所	八木町西田山崎17（南丹市社会福祉協議会八木支所内）	0771-43-0551
日吉事務所	日吉町保野田垣ノ内11（南丹市社会福祉協議会本所内）	0771-72-0214
美山事務所	美山町安掛下8（南丹市社会福祉協議会美山支所内）	0771-75-1006

※平成28年4月から八木事務所が開設されました。

●問い合わせ先 高齢福祉課 電話 0771-68-0006